

訴 状

令和5年11月21日

甲府地方裁判所 民事部 御中

原告訴訟代理人弁護士 中 野 和 子

同 大 菅 俊 志

同 葛 山 弘 輝

同 山 本 瑞 貴

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

差止請求事件

訴訟物の価額 1 6 0 万円

貼用印紙額 1 万 3 0 0 0 円

第 1 請求の趣旨

- 1 被告は、消費者に対し、令和6年度の山梨県地域枠による学校推薦を受けた山梨大学医学部医学科の受験生が将来医師になる際の「山梨県地域枠等医師キャリア形成プログラムの適用に係る誓約書」(以下、「**本件誓約書**」という。)を受領するに際し、下記内容の意思表示を行ってはならない。

記

学校推薦による山梨県地域枠入学後の条件に消費者が違反した場合に、消費者が被告に対して、違約金を支払うものとする意思表示

- 2 被告は、消費者との間で、令和3年度以降の山梨県地域枠による学校推薦を受けた山梨大学医学部医学科の受験生が将来医師になる際の「山梨県地域枠等医師キャリア形成プログラムの適用に係る契約書」（以下、「**本件契約書**」という。）を合意するに際し、下記内容の意思表示を行なってはならない。

記

学校推薦による山梨県地域枠入学後の条件に消費者が違反した場合に、消費者が被告に対して、違約金を支払うものとする意思表示

- 3 被告は、前項の意思表示が記載された誓約書、入試要項、契約書、指針、その他一切の表示を破棄せよ。
- 4 被告は、その職員ら及び地域枠を設定している大学に対し、第1項記載の意思表示を行ってはならないこと及び前項記載の誓約書、入試要項、契約書、指針その他一切の表示を破棄して使用しないことを周知徹底させる措置をとれ。
- 5 訴訟費用は、被告の負担とする。

との判決並びに1項ないし4項について仮執行の宣言を求める。

第2 請求の原因

1 当事者

- (1) 原告は、平成19年8月23日、消費者契約法第13条第3項に基づき、内閣総理大臣から適格消費者団体の認定を受け、令和元年8月20日、当該認定の有効期間の更新を受けた適格消費者団体である（甲1：通知書）。
- (2) 被告は、東京都の隣県の地方公共団体であるが医療過疎地域であり、令和3年度は、山梨大学医学部医学科、北里大学医学部医学科、東京医科大学医

学部医学科の地域枠受験生（被告内の医師不足等解消を目的に、将来地域医療に従事する意思を持つ者を対象とした選抜方法）に対して、令和5年度は山梨大学医学部医学科の地域枠受験生に対して、本件契約書等の締結を誓約させた（甲2：誓約書）。

2 山梨県地域枠等医師形成キャリアプログラム（以下、「本件キャリア形成プログラム」という。）について

本件キャリア形成プログラムは、厚生労働省が所管し、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」を目的として設置されている地域医療介護総合確保基金（消費税を原資とする。）の対象事業とされている医療従事者の確保に関する事業である（甲3：地域医療介護総合確保基金について）。

医療法及び医師法の一部を改正する法律（平成30年法律第79号。）により、地域間の医師偏在の解消等を通じ、地域における医療提供体制を確保するため、都道府県の医療計画における医師の確保に関する事項の策定、臨床研修病院の指定権限及び研修医定員の決定権限が都道府県へ移譲された（甲4：医療法等を改正する法律の概要）。

その結果、厚生労働省が、当該医師の確保等に関する事項を策定する指針を示したことから（甲5：キャリア形成プログラム運用指針）、被告においてこれを具体化したものである（甲6：山梨県地域枠等医師キャリア形成プログラム）。

本件キャリア形成プログラムの適用を受ける医師（以下、「**対象医師**」という。）は、被告の指定する被告内の特定公立病院等において、原則として、9年間の勤務が義務化される（甲6：山梨県地域枠等医師キャリア形成プログラム2頁）。

対象医師は、医学部医学科への受験申込み時点で（受験生は主に18歳）、本件キャリアプログラムに基づき被告県内での医師業務に従事すること（概ね34歳ないし35歳まで）、山梨県医師修学資金及び医師研修資金貸与条例（甲

7：条例)に基づき、上記基金を原資とした第二種修学資金の貸与(月額：13万円、貸与期間：貸与決定の年から大学の修業年限まで、利率：10%、返還方法：貸与事由の消滅した日の属する月の翌月末日までに利息を付した貸与金額全額)、医学部医学科の全期間(6年))、を受けることを誓約しなければならない(甲8：令和3年度医学部学校推薦型選抜学生募集要項)。

当該貸与金の返済は、義務付けられている期間内、被告の指定する医療機関で働いている限り、原則として、返済を猶予される(甲6：山梨県地域枠等医師キャリア2頁)。

そして、本件キャリア形成プログラムには、原告が確認した限りにおいて、他の都道府県と異なり、唯一、中途離脱に対して違約金を課す条項が設けられている。

そのため、本件キャリア形成プログラムを途中で継続できなくなった場合、例えば、結婚、介護、子育て(産休、育休期間は除く)で継続できなくなった場合は、本件契約書で定められた後述の違約金842万4000円のみならず、修学資金936万円(貸与月額13万円×就学期間6年×12)に10%の利息を付けて(合算して最大で1778万4000円)、貸与事由の消滅した日の属する月の翌月までに一括して返済しなければならない。

その違約金と修学資金の金額は、離脱の時期に応じて、別表のとおりである。

3 本件誓約書(甲2)の内容と被告の意思表示

(1) 本件誓約書第7項の違約金条項

本件誓約書の内容は、別紙1のとおりであるが、本件契約書上の義務を履行した場合、貸与された金銭が免除される一方で、途中でプログラムを離脱する場合は、本件誓約書では違反した場合の違約金の定めがある。その違約金の額は、被告ホームページによれば、最大「8,424,000円」という高額な違約金を課すものとなっている。その内容は下記の通りである。

記

本件誓約書第7項

大学在籍中は、継続して山梨県地域枠等医師キャリア形成卒前支援プランに参加し、医師国家試験合格後、山梨県が作成したキャリア形成プログラムに基づき地域医療に従事する旨の契約を山梨県と締結し、違反した場合は違約金を支払います。

(2) 本件誓約書第7項の違約金条項が消費者契約法第9条1号に違反していること

受験時の本件誓約書は、学校推薦山梨県地域枠受験生が被告の準備した上記キャリア形成プログラム制度への参加義務を受験生に負わせる合意であるが、それに違反する場合とは、受験生ないし入学者が誓約を撤回する場合である。

このように、山梨県キャリア形成プログラム契約を締結する誓約を撤回する意思表示は、消費者契約法第9条第1項の契約の解除の意思表示である。

消費者契約法においては、消費者契約を解除した場合に当該消費者契約の解除に伴う損害賠償予定額又は違約金の定めは、それらの合算額について「当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超える」部分は無効と定められている（消費者契約法第9条第1号）。

本件誓約書は、被告内の医師不足解消等という目的で被告が消費者との間で締結している。同様の目的で、本件契約書の前提として設計されている第二種医師修学資金は、当該修学資金の利率が10%であり、原則として即時返済を求める内容である。

これに対し、一般的な大学生等の利用する日本学生支援機構の奨学金の利率が、多くとも1%程度であり、長期の返済期間が認められている。

この高利率と返済期間を考慮すれば、消費者による本件契約書の不履行により、仮に被告に何らかの金銭的評価可能な損害が生じるとしても、第二種医師修学資金の返済によって填補され尽くしているというべきである。

したがって、本件誓約書第7項は、平均的損害を超えた損害賠償の額の予定又は違約金の定めであり、消費者契約法第9条第1号に違反する不当条項と解されるので、第7項の違約金の定めは無効である。

(3) 本件誓約書第7項の違約金条項が消費者契約法第10条に違反していること

ア 消費者契約法第10条前段要件

消費者契約法第10条は、「法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であって、民法第1条第2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは、無効とする。」と定めている。

本件誓約書は、受験生が被告に対し、研修医になった時点で被告内に所在する医療機関で医療を提供する義務を負う契約であるから、民法第656条の準委任契約であり、民法第651条が準用される。

この規定は任意規定であり、「法令中の公の秩序に関しない規定」である。

本件誓約書第7項は、義務違反の場合に842万4000円もの違約金を課しており、民法第651条が「やむを得ない場合」には損害賠償の責を負わないとしていることに比して義務を加重しているので、前段要件を充たしている。

イ 消費者契約法第10条後段要件該当性

本件誓約書第7項は、9年間、被告内所在の医療機関で医療に従事するならば被告から貸与を受けた修学資金の返還を免れるという消費者の利益

があり、かつ被告における医師不足解消を図るものであり、双方に一定の利益がある。

しかし、18歳ないし19歳の受験生にとっては、大学合格後、そして医師国家試験合格後の人生を見通すことは困難である。また、初期研修を含むその9年間は多くのキャリア選択の機会が訪れるにもかかわらず受験時の契約でその機会を失うこととなる。同時に、その9年間は、医師個人の人生において最も変化が大きい年代であり様々な事情が発生するにもかかわらず、中途解約が違約金で制約されることは受験生にとって一方的に不利益といえる。

また、医師になれば、被告内の医療機関と労働契約を締結することになるが、労働契約自体は、労働基準法により、5年間以上の有期契約は無効とされ（同法第14条第1項第1号）、賠償予定も禁止されている（第16条）。本件誓約書第7項は、長期の契約期間の定めや高額な違約金を定めて人身の自由を拘束しないというこれらの条項の趣旨に反する定めと言わざるをえない。

何より被告の地域医療の充実は、他の方策でも図ることが可能であることに対し、受験生個人の人生と研修医になってからの労働環境は他に代わりがないものであり、個人を違約金で縛り付けることによって医師不足解消を図ろうとすることは、民法第1条第2項に定める信義則に反し、受験生にとって一方的に不利益と言わざるを得ない。

ウ 小括

以上により、本件誓約書第7項は、消費者契約法第10条に反し無効である。

4 本件契約書の内容（甲9：契約書）及び法的性格

(1) 本件契約書の内容

本件契約書の、令和3年分については**別紙2**の通りであり、先述のように、本件契約書第4条は、以下の通り、中途離脱の場合に、違約金を課すことを定めている。

第4条 キャリア形成プログラムを満了する見込みがなくなつたと認められる場合は、乙は、その理由が生じた日の属する月の翌月末日までに、違約金として8,424,000円を支払わなければならない、なお、違約金については、キャリア形成プログラムの適用を受けて山梨県内の特定公立病院等に就業した日数に応じて年936,000円を減額することができる。

本条項は、被告が研修医の中途離脱を認めるという要件となっているが、実質的には、研修医が中途解約を申し入れた場合の違約金条項と解すべきである。

(2) 本件契約書の法的性格

本件契約書は、被告と研修医との間の契約であるが、被告に対し研修医が労務を提供しそれに対し被告が対価を支払う労働契約ではない。研修医は、被告内の訴外医療機関と直接労働契約を締結し、労務対価を得ることを前提としている。

すなわち、被告との本件契約書は、労働契約ではない。厚生労働省の先の指針によれば、山梨県に医師を派遣することを目的としている準委任契約としての性格を有する。

したがって、民法第651条第1項により、原則として、いつでも中途解約ができると解される性質のものである。

5 消費者契約法第9条第1号による無効

(1) 本件契約書の消費者契約としての法的性格

本件契約書は、個人と地方公共団体という事業者との契約である。消費者契約法第2条は、「事業のために」する契約を消費者契約から除外しているが、研修医と被告との本件契約書は事業者契約ではない。

確かに、医師免許を持つことは医業という事業を行いうるが、国家試験合格後は医師法により2年間の研修義務があり、通常はその後専門医研修を行うのであって、これらの期間は、研修医は労働者として医療機関に勤務することとなる。そして、本件契約書は、事業に従事する可能性がない時期に締結されるものであって、仮に開業するにしても数年後であり時間的近接性がなく、同条の「事業のために」する契約にはあたらない。

従って、本件契約書は、地方公共団体という事業者と研修医個人との間で締結される、研修医がキャリア形成プログラムに従事することを義務として定めた消費者契約であり本件契約書は、上述のように、消費者と事業者である被告との間で締結する役務提供契約であるから、消費者契約法が適用される。

(2) 消費者契約法第9条第1号該当性

消費者契約を解除した場合に、当該消費者契約の解除に伴う損害賠償額の予定または違約金の定めは、これらを合算した額について、消費者契約法第9条第1号では「当該条項において設定された解除の事由，時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超える」部分は無効と定められている。

研修医がキャリア形成プログラムを途中で解約した場合、被告としては、奨学金自体の返還義務は研修医に残ること、その場合の利息は年10%と日

本学生支援機構の貸付利率1%弱に比して（甲10：日本学生支援機構の奨学金の利率について）相当に高率であり通常の損害の填補に十分であること、医療機関としては別の研修医に対して労働の対価を支払うことに変わらないので、いかなる時期に解約したとしても中途解約に伴う損害は発生しないというべきである。

(3) 小括

したがって、本件契約書第4条は、平均的な損害を超えた損害賠償額の予定及び違約金の定めであり、消費者契約法第9条第1号に違反する不当条項であるから、その全てが無効である。

6 消費者契約法第10条による本件契約書条項の無効

(1) 前段要件該当性

本件契約書第4条は、民法第651条第2項によりやむを得ない場合には違約金の請求ができないという任意規定と比較して責任を加重している。

さらに、民法第651条第1項により、研修医には中途解約の自由が認められているにもかかわらず、本件第4条は、被告の離脱認定という事業者の一方的意思表示に中途解約の可否をかからしめている点で、民法の任意規定と比較して消費者の権利を制限している。

(2) 後段要件該当性

本件契約書第4条は、3・(3)・イで述べたとおり、研修医に対して信義則に反し一方的に不利益を負わせている。

(3) 小括

したがって、本件契約書第4条は、消費者契約法第10条により、無効で

ある。

7 本訴訟提起に至るまでの原告・被告間の交渉経過

- (1) 原告は、被告に対し、令和5年2月21日付で、消費者契約法第12条に基づき、申入れを文書で行った（甲11：申入書）。
- (2) これに対して、被告は、同年3月24日付で、本件契約書第4条は消費者契約法第9条1号に違反しない趣旨の回答を行った（甲12：回答書）。
- (3) さらに原告は、被告に対し、同年5月18日付で、被告からの回答に対する意見及び同年6月19日を回答期限とした質問を文書にて行ったが、現在に至るまで回答はない（甲13：回答要請書）。
- (4) そこで、原告は、被告に対し、令和5年10月30日付、消費者契約法第41条第1項に定める書面をもって、請求の趣旨記載の請求を事前に行い（甲14：差止請求書）、同書面は、同年10月31日、被告に到達した（甲15：郵便物等配達証明書）。
- (5) その後、被告から本件契約書第4条を修正する、あるいは修正の検討をするなどの連絡がないため、被告が消費者契約法により無効となる契約条項を含む消費者契約の申込みまたはその承諾の意思表示を現に行いまたは行うおそれがある。

8 まとめ

よって、原告は、被告に対し、消費者契約法第12条第3項本文に基づき、請求の趣旨記載の措置を求める。

以上

附 属 書 類

- | | | |
|---|-------|-------|
| 1 | 訴状副本 | 1 通 |
| 2 | 甲号証写し | 各 2 通 |
| 3 | 証拠説明書 | 2 通 |
| 4 | 資格証明書 | 1 通 |
| 5 | 訴訟委任状 | 1 通 |

誓約書

山梨大学長殿

山梨県知事殿

私は、山梨大学医学部医学科学学校推薦型選抜Ⅱ（地域枠）に出願するにあたり、入学を許可された上は、地域枠の趣旨である山梨県内の医師不足解消を目的に、卒業後に山梨県内の指定医療機関への就業義務があることを理解し、下記の事項を遵守することを誓います。

記

- ① 事前に山梨県のホームページで山梨県医師修学資金貸与制度（第二種）を確認し、制度の内容を理解しています。
- ② 入学試験に合格した場合は入学することを確約し、山梨県医師修学資金貸与制度（第二種）を利用するための契約を山梨県と締結します。
- ③ 医師修学資金を返還しても、山梨県内の指定医療機関での就業義務が消えないことを理解しています。また、医師免許取得後、死亡又は重大な心身の故障等により医業に携わることができない場合を除き、結婚、介護、子育て、家業の継承等、多くの者が経験する事情では就業義務が消えないことを理解しています。
- ④ 卒業後 2 年以内に医師免許を取得し、医師免許取得後 15 年間のうち 9 年間は山梨県内の指定医療機関において診療に従事します。
- ⑤ 臨床研修（医師免許取得後最初の 2 年間）は、必ず山梨県内の研修病院で行います。
- ⑥ 医師免許取得後 15 年以内（災害・疾病等のやむを得ない理由により診療に従事することができない期間は、15 年に算入しない）に専門研修を受ける場合には、必ず山梨県内の病院で行います。

- ⑦ 大学在籍中は、継続して山梨県地域枠等医師キャリア形成卒前支援プランに参加し、医師国家試験合格後、山梨県が作成したキャリア形成プログラムに基づき地域医療に従事する旨の契約を山梨県と締結し、違反した場合は違約金を支払います。
- ⑧ 上記に違反した場合、出身高等学校に連絡が行く可能性があることを理解しています。

(別紙2)

山梨県知事（以下「甲」という）と（以下「乙」という）は、山梨県地域枠等医師キャリア形成プログラム（平成31年3月策定。以下「キャリア形成プログラム」という。）の適用について、次のとおり契約を締結する。

(契約期間)

第1条 年 月から 年 月までとする。ただし、契約期限前に、キャリア形成プログラム義務を満了した場合は、当該年月までとする。

2 前項の規定に関わらず、災害、疾病、その他やむを得ない理由により医師の業務に従事することができない期間（中断期間）がある場合には、当該期間を延長するものとする。なお、結婚、介護、子育て（産休及び育休期間は除く）等はやむを得ない事由として考慮しない。

(配置計画の決定)

第2条 甲は、山梨県地域医療支援センターが作成した乙の配置計画案を基に、地域医療対策協議会での意見聴取を経て、乙の配置計画を決定するものとする。

(義務)

第3条 乙は、キャリア形成プログラムの適用を受け、これを満了するものとする。

(違約金)

第4条 キャリア形成プログラムを満了する見込みがなくなると認められる場合は、乙は、その理由が生じた日の属する月の翌月末日までに、違約金として8,424,000円を支払わなければならない。なお、違約金については、キャリア形成プログラムの適用を受けて山梨県内の特定公立病院等

に就業した日数に応じて年936,000円を減額することとする。

(違約金の支払いの債務の免除)

第5条 甲は、乙が死亡、重度心身障害その他のやむを得ない理由によりキャリア形成プログラムを満了できないと認める場合は、地域医療対策協議会での意見聴取のうえ、違約金の支払いの債務の全部又は一部を免除することができる。

(違約金の支払いの猶予)

第6条 甲は、乙が災害、疾病その他のやむを得ない理由により違約金を支払うことが困難であると認める場合は、地域医療対策協議会での意見聴取のうえ、違約金の支払いの債務の履行を猶予することができる。

(補足)

第7条 甲及び乙は、この契約書及びキャリア形成プログラムに定めがない事項並びにこの契約書の解釈について疑義が生じた事項については、民法（明治29年法律第894号）その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(別表)

(単位:千円)

		(新規) 違約金 ※ 県内就業通算経過年数								
		1年 (7,488)	2年 (6,552)	3年 (5,616)	4年 (4,680)	5年 (3,744)	6年 (2,808)	7年 (1,872)	8年 (936)	9年 (0)
(現行) 利息 ※ 卒業後年数	1年 (936)	17,784								
	2年 (1,872)	18,720	17,784							
	3年 (2,808)	19,656	18,720	17,784						
	4年 (3,744)	20,592	19,656	18,720	17,784					
	5年 (4,680)	21,528	20,592	19,656	18,720	17,784				
	6年 (5,616)	22,464	21,528	20,592	19,656	18,720	17,784			
	7年 (6,552)	23,400	22,464	21,528	20,592	19,656	18,720	17,784		
	8年 (7,488)		23,400	22,464	21,528	20,592	19,656	18,720	17,784	
	9年 (8,424)			23,400	22,464	21,528	20,592	19,656	18,720	17,784
	10年 (9,360)				23,400	22,464	21,528	20,592	19,656	18,720
	11年 (10,296)					23,400	22,464	21,528	20,592	19,656
	12年 (11,232)						23,400	22,464	21,528	20,592
	13年 (12,168)							23,400	22,464	21,528
	14年 (13,104)								23,400	22,464
	15年 (14,040)									23,400

※ 支払総額には、貸与資金 9,360千円を含みます。

※ 義務違反が確定した日より、日割りの違約金等が発生する場合があります。

当 事 者 目 録

- 〒102-0085 東京都千代田区六番町15番地 主婦会館プラザエフ6階
原 告 特定非営利活動法人消費者機構日本
上記代表者代表理事 佐々木 幸孝
- 〒102-0093 東京都千代田区平河町2-16-5
クレール平河町802号
シンフォニア法律事務所（送達場所）
TEL：03-3230-7435
FAX：03-3230-7436
原告訴訟代理人弁護士 中野和子
- 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町3-12-2
ASKビル7階
りべる総合法律事務所
TEL：03-3249-1081
FAX：03-3249-1082
原告訴訟代理人弁護士 大菅俊志
- 〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-3-22 第一秋山ビルディング
ひかり総合法律事務所
TEL：03-3597-8701
FAX：03-3597-8140
原告訴訟代理人弁護士 葛山弘輝

〒192-0046 東京都八王子市明神町4-7-15 落合ビル4階

弁護士法人木村雅一法律特許事務所

TEL : 042-631-5160

FAX : 042-631-5161

原告訴訟代理人弁護士 山本 瑞 貴

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1丁目6-1

被 告 山 梨 県

上記代表者県知事 長 崎 幸 太 郎